ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ ป.1/2569
เรื่อง หลักเกณฑ์การเข้าสู่ระบบเร่งรัดโครงการลงทุน (Thailand FastPass)

投資委員会事務局布告
第 Por.1/2569 号
件名：投資プロジェクト加速制度（Thailand FastPass）への参加に関する基準

迅速に投資実現を加速させ、経済効果、競争力の向上、雇用創出、タイ人人材のスキルおよび能力の開発につなげるために、各種認可・許可手続きの便宜を図ることで、投資を加速し、投資を阻害する問題や障害を解決するため、

投資奨励委員会より委任を受けた投資委員会事務局は、仏歴 2520 年（1977 年）投資奨励法の第 11 条および第 13 条、並びに仏暦 2568 年（2025 年）12 月 11 日に行われた第 3/2568 回投資委員会会議の決議の権限に基づき、投資プロジェクト加速制度（Thailand FastPass）への参加の検討対象となるプロジェクトの資格を以下のように決定する。

第 1 項　投資奨励申請書を既に提出しているプロジェクトであること。

第 2 項　投資金額（土地代および運転投金を除く）が 10 億バーツ以上であること。

第 3 項　ターゲット産業で事業を展開し、高度な技術を有する企業は、8 年以上の法人所得税の免除恩典を付与する。例えば、バイオテクノロジー、電気自動車およびその主要部品、半導体および先端電子、デジタル技術および人工知能などである。

第 4 項　タイ人人員雇用、国内サプライチェーンとの連携、技術能力の開発など、高い経済効果を創出しなければならない。

第 5 項　本布告に基づき Thailand FastPass カードを取得したプロジェクトは、2 年間投資プロジェクト加速制度に基づくサービスを受ける恩典が付与される。Thailand FastPass カードの取得日より 6 ヶ月以内に総投資金額の少なくとも 20%に相当する投資を行うこと。そのような投資が行われない場合、事務局は投資プロジェクト加速制度への参加恩典を取り消す。ただし、政府機関の都合による場合はケースバイケースで検討する。

発布日：仏暦 2569 年（2026 年）1 月 8 日

ナリット・テートサティーラサック

（ナリット・テートサティーラサック）
投資委員会長官